

令和 2 年第 2 回さくら市議会 定例会提案理由説明書

(令和 2 年 6 月 5 日提出 追加議案第 1 号～第 3 号及び追加報告第 1 号)

説明書目次

番号	項目名	ページ
1	さくら市国民健康保険税条例の一部改正について	P 3
2	さくら市介護保険条例の一部改正について	P 3
3	令和2年度さくら市一般会計補正予算（第4号）	P 4
4	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	P 5
5	議案説明資料 参照法令等	P 6
6	さくら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 7
7	さくら市介護保険条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 8

ただいま上程されました追加議案の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました付議事件は、条例 2 件、予算 1 件及び報告 1 件であります。

追加議案第 1 号は、さくら市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

本案は、新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡、若しくは重篤な傷病を負った場合又は収入が一定程度減少すると見込まれる国民健康保険の被保険者に対し、保険税の減免を実施できるようにするため、所要の改正を行うものであります。

追加議案第 2 号は、さくら市介護保険条例の一部改正についてであります。

本案は、新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡、若しくは重篤な傷病を負った場合又は収入が

一定程度減少すると見込まれる介護保険の第1号被保険者に対し、保険料の減免を実施できるようにするため、所要の改正を行うものであります。

追加議案第3号は、令和2年度さくら市一般会計補正予算(第4号)であります。

今回の補正予算は、令和2年度さくら市一般会計補正予算(第3号)に5億1,907万2千円を追加し、予算の総額を234億4,027万4千円とするものであります。

歳入の主なものは、15款国庫支出金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億3,803万1千円、19款繰入金で、財政調整基金繰入金8,104万1千円、21款諸収入で、中小企業振興資金融資預託金回収金2億円、地元応援クーポン券売上金1億円を追加し、計上いたしました。

歳出の主なものは、6款農林水産業費で、新型コロナウイルス対策農業者向け緊急支援事業費1,500万円、7款商工費で、中小企業振興資金融資事業費2億円、新型コロナウイルス緊急支援事業費7,500万円、地元応援クーポン券発行事業費1億

3,650万円、10款教育費で、小学校管理事業費1,161万6千円、中学校管理事業費484万円を追加し、それぞれ計上いたしました。

第2表債務負担行為の補正は、新型コロナウイルス感染症対策特別資金利子補給金事業の限度額を変更するものであります。

追加報告第1号は、専決処分事項の報告についてであります。

本件は、地方自治法の規定により、議会において指定されている100万円以下の損害賠償の額の決定及び和解について、市長において専決処分したので、同法の規定により報告するものであります。

以上が、今回提出いたしました追加議案の概要であります。

何とぞ慎重御審議のうえ、議決されますようお願い申し上げます。

【議案説明資料】

参照法令等

◎ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

〔議決事件〕

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

(2) 予算を定めること。

(3)～(15) 略

2 略

（議会の委任による専決処分）

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

□ 地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく市長の専決処分事項（平成 17 年 4 月 8 日議決）

議会の権限に属する事項中地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分することができるものとして、議会の議決により指定を受けた事項

番号	指定事項	議会名	議案番号	議決年月日
1	<u>100 万円以下の損害賠償の額の決定及び和解に関すること。</u>	平成 17 年第 1 回 さくら市議会臨時会	議員案第 5 号	平成 17 年 4 月 8 日

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>1～21 略</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免の特例)</u></p> <p>22 <u>令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に納期限 (特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日) が到来する次の各号のいずれかに該当する者に対する国民健康保険税 (被保険者の資格を取得した日から 14 日以内に法第 9 条第 1 項の規定による届出がなかったため令和 2 年 2 月 1 日以降に納期限が到来することとなった国民健康保険税であって、当該届出が被保険者の資格を取得した日から 14 日以内にあったならば同年 2 月 1 日前に納期限が到来すべきものを除く。) の減免については、第 23 条第 1 項に規定する国民健康保険税の減免の要件を満たすものとみなして、同項の規定を適用する。</u></p> <p><u>(1) 被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が、新型コロナウイルス感染症 (新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成 24 年法律第 31 号) 附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。) により死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。</u></p> <p><u>(2) 被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことによりその事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入の額の減少が見込まれることとなり、かつ、規則で定める要件に該当すること。</u></p> <p>23 <u>前項の場合における第 23 条第 2 項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、市長は、これにより難い事情があると認めるときは、別にその提出の期限を定めることができる」とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1～21 略</p>

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>1～18 略</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免の特例)</u></p> <p>19 <u>令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に納期限 (特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日) が到来する次の各号のいずれかに該当する者に対する保険料 (第 1 号被保険者の資格を取得した日から 14 日以内に法第 12 条第 1 項の規定による届出がなかったため令和 2 年 2 月 1 日以降に納期限が到来することとなった保険料であつて、当該届出が第 1 号被保険者の資格を取得した日から 14 日以内にあつたならば同年 2 月 1 日前に納期限が到来すべきものを除く。) の減免については、第 11 条第 1 項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとみなして、同項の規定を適用する。</u></p> <p><u>(1) 第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が、新型コロナウイルス感染症 (新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成 24 年法律第 31 号) 附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。) により死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。</u></p> <p><u>(2) 第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことによりその事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入の額の減少が見込まれることとなり、かつ、規則で定める要件に該当すること。</u></p> <p>20 <u>前項の場合における第 11 条第 2 項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、市長は、これにより難い事情があると認めるときは、別にその提出の期限を定めることができる」とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1～18 略</p>